

令和8年度運動・スポーツ習慣化促進事業（Q&A）

質問No.	質問項目	質問	回答	回答日
1	経費計上方法	本事業を実施するにあたり、3つの事業に分けて、それぞれを別の事業者へ委託することを想定しておりますが、そのような進め方は可能でしょうか。 また、その場合の補助対象経費については、すべて「雑役務費」として計上してもよろしいでしょうか。	ご質問の「事業」の詳細がわからないため一概にはお答えできませんが、記載要領P1「2.（1）＜必須事項＞体制整備」のとおり、補助事業終了後の取組の継続に向けて、本事業の全てを特定の企業や団体等に委託することなく、申請者である地方公共団体の一元的な管理の下、企画・運営を行うことが担保されるのであれば、お考えのような進め方も可能となる場合がありますので、具体的には、事業計画書の提出時に担当まで御相談ください。	4月24日
2	事業実施方法	健康づくり担当の部署が主体となって申請することは可能でしょうか。	必須事項としている体制整備が図られるのであれば、申請主体となる部署に制約はありません。	4月24日
3	事業実施方法	65歳以上の高齢女性が多い地域の運動グループに対し、閉経後の骨粗鬆症予防や転倒予防を目的とした運動プログラムを実施する場合、これを「女性のライフサイクルにおける課題解決」として申請することは可能でしょうか。	対象者の年齢を問わず、女性のライフサイクルにおいて認識されている課題を解決するための取組を実施するものであれば、本事業の趣旨に合致するため、申請は可能となります。	4月24日
4	事業実施方法	タブレット端末に搭載された体操・健康増進コンテンツを、地域の運動グループの活動拠点で活用する事業は、「運動・スポーツ習慣化」の取り組みとして補助対象に含まれますでしょうか。	ご質問のコンテンツや実施方法等の詳細がわからないため一概にはお答えできませんが、記載要領P2「2.（2）＜必須事項＞習慣化させるための取組」の対象や趣旨に合致する取組であれば、本事業の対象となります。一方で、本事業の対象経費には一定に制約があるため、記載要領P13「6. 補助対象経費」の内容も併せて御参照ください。	4月24日
5	事業実施方法	活動が停滞している既存の運動グループに対し、新たなコンテンツを導入することで活動の再活性化を図る取り組みは、「持続的に実施できる機会の創出」に該当しますでしょうか。	御質問のコンテンツや実施方法等の詳細がわからないため一概にはお答えできませんが、記載要領P2「2.（2）＜必須事項＞習慣化させるための取組」の対象や趣旨に合致する取組であれば、活動が停滞している既存の運動グループの活性化を図る取組も本事業の対象となります。	4月24日
6	事業実施方法	KDB（国保データベース）との突合分析を外部委託する費用は、追加実施事項②「社会保障費影響評価」の補助対象経費として認められますでしょうか。また、事業の1年目からKDBの準備費用を計上することは可能でしょうか。	追加実施項目「運動・スポーツの社会保障費への影響評価」に関わるKDB突合分析委託費用やその分析準備費用は、記載要領P13「6. 補助対象経費」に準じた内容であれば補助対象経費として認められます。なお、取組内容を途中で変更することはできませんので、申請の段階で追加実施事項②「社会保障費影響評価」を選択する必要がある点に御留意ください。	4月24日
7	事業実施方法	参考資料において、社会保障費影響評価を実施した場合の補助上限額は1,200万円と記載されていますが、この上限設定は令和9年度以降も継続される予定でしょうか。	「補助上限1,200万円」は、＜選択2＞運動・スポーツの実施が社会保障費に及ぼす効果の評価を実施する場合の初年度の上限額となります。なお、追加配分される金額も逓減の対象となるため、具体的な上限額は、1年目：1,200万円、2年目：960万円、3年目：600万円となります。	4月24日
8	事業実施方法	地方公共団体基本情報において、現時点で「地方スポーツ推進計画」を策定していない場合、年度内に策定する形でも問題はないでしょうか。また、本事業の申請にあたって、当該計画の策定は必須要件となるのかについても併せてお伺いいたします。	本事業の申請段階における地方スポーツ推進計画の策定は必須ではありません。ただし、記載要領P7「5. 事業計画書の記載内容」にありますとおり、最終年度の実績報告書には、申請者である地方公共団体の「成人の週1回以上のスポーツ実施率」を記載する必要があります。	4月24日

9	事業実施方法	委員会の設立に関しまして、令和7年度よりプロジェクトチームを立ち上げて運営しておりますが、本事業のために別途、新たな委員会を設置する必要があるのでしょうか。現在の体制（プロジェクトチーム）のままでも対応可能か、見解を伺えますと幸いです。	記載要領P1「2.（1）＜必須事項＞体制整備」の要件を満たしているのであれば、既存のプロジェクトチームを活用していただいても問題ありません。	4月24日
10	その他	諸事情により事業開始が1年延期となった場合、一度申請を辞退し、次年度に改めて申請し直すことは可能でしょうか。	制度上、採択後に生じた特別な事情による辞退等を行うことを禁止している訳ではありませんが、そうしたことが生じないよう、提案内容及び採択された場合には当該取組を行う旨の組織としての意思決定を申請前に確実に行ってください。	4月24日
11	その他	本事業の申請書類の提出先について確認させてください。担当部署からスポーツ庁へ直接提出する形になるのでしょうか。あるいは、市のスポーツ担当部局や北海道（道庁）を経由して提出する必要がありますでしょうか。	本事業の実施主体となる地方公共団体の担当部署から直接申請いただいても問題ありません。ただし、提案内容及び採択された場合には当該取組を行う旨の組織としての意思決定を申請前に確実に行ってください。	4月24日
12	経費計上方法	冬期間の運動継続や、昨今の熊出没への不安解消を目的として、町民体育館にウォーキングマシンやエアロバイク等の導入を検討しております。備品の購入が不可であるため、これらをリースで導入したいと考えておりますが、その際のリース料は補助対象経費として認められますでしょうか。	記載要領P14「6.（6）借料及び損料」にあるとおり、リース料金につきましては、補助対象経費として計上すること自体は可能となりますが、事業の目的や趣旨との整合性、導入による費用対効果等を踏まえて適否を判断してください。	4月24日
13	経費計上方法	スポーツ器具の耐用年数が3年間であることを踏まえ、3年間のリース契約を結び、期間満了後に機器が譲渡される形式の契約を想定しております。このような契約内容で進めても問題ないでしょうか。	本事業において備品の購入は認めていないため、実質的な「物品の購入」となるような場合には、当該経費が補助対象経費にならない可能性があります。そのため、事業計画書の提出時等に担当まで御相談ください。	4月24日
14	経費計上方法	当日参加できない方へのアーカイブ配信や、今後のPR、および事業記録を目的として、動画編集を外部へ委託したいと考えております。この際の委託費用を補助対象経費として計上することは可能でしょうか。	当日参加できない方へのアーカイブ作成や、PR・記録を目的とした動画編集費用を補助対象経費となすことは可能ですが、当該成果物について年度内に目的に沿って使用していただく必要があります。	4月24日